



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年2月15日（水）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建 設 業 企 画 監	杉 山 さ と み	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

(有)長岡造園土木の代表取締役が、令和4年4月22日に高山市上宝町葛山地内の木材伐出作業現場において、同社の従業員が死亡した事故について、伐木作業における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じていなかった。

このことについて、同社及び代表取締役が労働安全衛生法違反により、令和4年1月25日に高山簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受けた。

2 対 応

「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第6号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

3 停止措置業者

(有)長岡造園土木（本店：高山市）

4 停止期間

令和5年2月16日から4月15日まで（2カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は**別表第2**に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

別表第2

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1カ月以上9カ月以内